

令和6年8月第178回定例 農業委員会総会議事録

令和6年8月9日（金）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第700号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題701号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第702号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第703号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第430号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第431号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

- 事務局長 委員の皆様ご苦労様です。
それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年8月第178回定例総会の開会をお願い致します。
また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。
- 議長 本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。
暦の上では立秋ですが、まだまだ酷暑、残暑が続きますので、
身体には十分注意していただければと思います。
- 議長 それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思ひます。
本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名(17番●●委員)より、
会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。
会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、
8月総会が成立していることを報告いたします。
それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、
令和6年8月第178回定例総会を、ただ今から開催します。
- 議長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、
19番 ●●●●委員
20番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしく
お願い致します。
- 議長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第700号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明
を求めます。
- 事務局 議第700号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。
お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年8月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、竹町●●番●、登記地目、現況地目、田、登記面積3,098㎡、世帯の経営面積、渡人30.1アール、受人60.3アールで今回の申請面積を合わせますと91.2アールとなります。渡人につきましては、加茂町●●番地●、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、契約内容は親子間での売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積52㎡、世帯の経営面積、渡人2.9アール、受人0アールで今回の経営面積0.5アールとなります。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、外2名、受人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、受人につきましては、従来より耕作で、家庭菜園として利用されています。

番号3、土地の所在地、安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積497㎡、世帯の経営面積5.0アール、渡人につきましては、安土町小中●●番地●、●●●●、同じく安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積409㎡、世帯の経営面積6.1アール、渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●、2筆の受人につきましては、安土町常楽寺●●番地●、●●●●、経営面積28.9アールで今回の申請面積を合わせますと38.5アールとなります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、受人につきましては、従来より耕作、隣接農地と一体利用でございます。

番号4、土地の所在地、小船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,017㎡、世帯の経営面積、渡人13.0アール、受人13.0アールで同一世帯であるため経営面積は変わりません。渡人につきましては、小船木町●●番地、●●●●、受人につきましては、小船木町●●番地、●●●●、契約内容は夫婦間での贈与、譲渡理由、譲受理由ともに生前贈与でございます。

番号5、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積940㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記

地目、現況地目とも田、登記面積464㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積940㎡、世帯の経営面積、渡人95アール、受人616.4アールで今回の申請面積を合わせますと639.8アールとなります。渡人につきましては、安土町桑実寺●●番地●、●●●●、受人につきましては、安土町上豊浦●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、従来より耕作でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。議第700号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 701 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 702 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第701号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年8月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積119㎡、申請人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和40年頃に造成され、住宅敷地として利用されています。今回新たに家屋を建築する際に当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積561㎡、同じく馬淵町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積49㎡、申請人につきましては、大阪府枚方市藤阪東町●丁目●番●●号、●●●●、申請地は、馬淵町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、自己用住宅で、現地は昭和57年に住宅を建築する際に造成されており、自己用住宅として利用されていました。今回、現在は大阪に住む申請人が土地の整理をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、西庄町●●番の一部、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積2,078㎡の内594㎡、同じく西庄町

●●番の一部、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積1,771㎡の内629㎡、同じく西庄町●●番の一部、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積1,260㎡の内526㎡、同じく西庄町●●番の一部、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積2,942㎡の内1,256㎡、同じく西庄町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積941㎡の内407㎡、同じく西庄町●●番の一部、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積1,444㎡の内618㎡、同じく西庄町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積2,811㎡の内1,193㎡、以上7筆、5,223㎡の申請人につきましては、長田町●●番地●、●●●●、申請地は、西庄町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫・休憩所・露天駐車場・露天資材置場です。今回、県道2号線の拡幅工事に伴い、既存店舗のレイアウト変更に合わせて店舗裏を整理されるものです。申請地は、平成26年頃から農業用資材置場・露天駐車場として既に利用されておりますが、現在運営中のイチゴ農園の関係施設、規模拡大に伴う増設やイチゴ狩り用の駐車場、体験農場の駐車場の整備等をされるものです。また、円滑な土地利用を図るために土地改良区と協議・同意の上、現在クランク状の農道を直線に付け替えもされます。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。こちらは、青地で2,000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。

続きまして、議第702号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年8月9日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,029㎡、貸人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、借人につきましては、彦根市西今町●●番地●、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●歯科」・「金田東保育園」の医療・教育施設が2つ以上ありますことから、農振白

地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親族間の使用貸借です。転用目的は、自己用住宅で現在は彦根市で生活されていますが、住居が手狭になったことから、受人の妻の実家近くである当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番地●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積989㎡、渡人につきましては、守山市浮気町●●番地●●、●●●●棟●●号、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、●●株式会社、代表取締役、●●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●クリニック」・「共生センター」の医療・公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地西側の受人事務所の駐車場として利用されます。現地は、予てより違反転用指導対象地でありましたが、今回相続が完了し申請に至ったものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、安土町西老蘇●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積4,144㎡、貸人につきましては、安土町西老蘇●●番地、●●●●、法定相続人、●●●●、同じく安土町西老蘇●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積4,428㎡、貸人につきましては、安土町西老蘇●●番地、●●●●、同じく安土町西老蘇●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積4,635㎡、貸人につきましては、安土町西老蘇●●番地、●●●●、以上3筆の借人につきましては、東近江市蛇溝町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、安土町西老蘇地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。既に近隣で行われている●●●●と●●●●とのグループ会社で行っている砂利採取の5期目になります。契約内容は、賃貸借で、転用目的は、砂利採取の一時転用です。砂利採取法に基づき、施行されるものであり、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、一時転用期間につきましては、許可後1年間でございます。周囲にはトラロープを張り巡らせ人の出入りが出来ないようにし、工事車両が頻繁に出入りする期間は、保

安員を配置すると聞き取っております。こちらは、青地で2, 000㎡を超える転用であるため、今月19日に開催されます県の常設審議委員会の意見聴取の対象となります。なお、本件につきましては、砂利採取法と同時許可となります。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第701号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第702号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、15番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、7月31日に、議第701号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第702号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、13番●●●●委員、14番●●●●副会長と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1・2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に番号3の案件です。

申請地北側の農地との境界に擁壁を設け土砂の流出を防ぎます。雨水については、敷地内水路で集約し隣接の排水路に放流することから、周辺農地への影響はないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

隣接に農地がないことから、特に問題ないと考えます。

次に番号2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に番号3の案件です。

これまでも同様の事業をされており、農地の所有者及び耕作者とも協議を重ねた上で実施されることから、問題ないと考えます。

第4条許可申請3件、第5条許可申請3件、計6件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは、次に、議題 703 号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第703号、土地改良事業参加資格交替の申し出について、このことについて、土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申し出がありましたので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和6年8月9日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく

本事業に参加する資格の承認1件です。

こちらは、びわこ揚水土地改良区の理事長である●●氏の資格交替になります。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただ今、説明をいただきました議第703号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第703号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、承認することを認めます。

議 長 それでは、報告第430号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第431号その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第430号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年8月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町小中●●番●、田、16㎡、受理日及び受理番号、令和6年7月18日、504号、渡人につきましては、安土町小中●●番地●、●●●●、受人につきましては、安土町小中●●番地、●●●●、理由につきましては、住宅敷地、区分につきましては、売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町西老蘇●●番●、田、99㎡、受理日及び受理番号、令和6年7月17日、505号、貸人につま

しては、安土町西老蘇●●番地、●●●●、借人につきましては、蒲生郡竜王町大字小口●●番地●●、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

番号3、土地の表示、音羽町●●番、田、476㎡、受理日及び受理番号、令和6年7月25日、506号、渡人につきましては、十王町●●番地●、●●●●、受人につきましては、鷹飼町●●番地●●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、宅地造成、区分につきましては、売買でございます。

番号4、土地の表示、土田町●●番●、田、735㎡、受理日及び受理番号、令和6年7月30日、507号、渡人につきましては、堀上町●●番地、●●●●、受人につきましては、桜宮町●●番地、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第431号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次の通り報告する。令和6年8月9日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、全て賃貸借契約解除で7件ございました。

2、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の届出について、①千僧供町●●番、畑、89㎡を農業用倉庫、届出人、堀上町●●番地●、●●●●、令和6年7月18日受理でございます。

3、農地法施行規則第53条第1項第11号（電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合）に基づく協議について、目的につきましては、電気事業者の行う敷地改良工事で、防草シート敷設される工事でございます。契約の種類につきましては、賃貸借でございます。

番号1、西生来町●●番の一部、田、1,937㎡の内658.04㎡、貸人につきましては、西生来町●●番地、●●●●、外10筆、借人につきましては、大津市におの浜●-●-●●、●●●●株式会社、滋賀本部、本部長、●●●●でございます。

議 長

ただ今の、報告第430号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第431号そ

の他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員

報告3番の案件ですが、防草シートは既に鉄塔が立っている部分に張られるもので、今回の協議内容はそこに行くまでの進入路の協議ですよ。

事務局

そうです、進入路の協議です。訂正させていただきます。

議長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第178回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後1時58分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員